



## 企業の中長期外債管理の厳格化

国家発展改革委員会は2023年1月10日、「企業の中長期外債審査登記管理弁法（発改委令〔2023〕56号、以下、「本弁法」）」を公布し、同年2月10日から施行することにしました。

国家発展改革委員会が2015年に公布した「国家発展改革委員会による企業外債発行届出登録制の管理改革への推進に関する通知（発改外資〔2015〕2044号、以下「本通知」）」により、中国国内企業による中長期外債借入に関する管理制度は届出登録制にて施行されていましたが、不動産業界を中心とした中国国内企業が起債したオフショア債の度重なるデフォルトが報道されており、中国国内企業による中国国外からの外債借入が著しく増加している現状に対して、「企業の国外資金調達の健全かつ秩序ある発展」と外債リスクを効果的に防止することを目的に、外債の管理制度は審査登記制にて施行されることとなりました。「本弁法」の施行にともない「本通知」は廃止となります。

日系の中国現地法人の立場からでは、中国不動産業界のオフショア債は関係がないように思われますが、親会社等から中長期外債で資金を調達する場合にも「本弁法」が適用されることになり、外債借入が審査登記制となることで、借入実行までに必要となる期間が長期化することがポイントとなります。「本弁法」の主な内容および「本通知」から「本弁法」への主な変更点は以下のとおりです。

### <1.適用範囲>

項目	「本弁法」の内容	変更点
対象企業	・対象企業は中国国内企業（各種非金融企業、金融企業を含む）、及びその支配する（企業の議決権を過半数以上直接的または間接的に保有する、あるいは議決権を過半数以上保有していないが企業の経営、財務、人事、技術などの重要事項を支配している）国外の企業または支店	-「支配」の定義を明記化
借入範囲	・借入範囲は中国国外から自国通貨建または外貨建によって、約定に基づいた元利返済期間1年超の負債性金融商品であり、シニア債、永久債、劣後債券、中期手形、転換社債、他社株転換債、ファイナンスリース及び商業ローンなどを含むがこれに限らない ・間接的な外債借入（主な営業活動を中国国内で行う企業が、中国国外で登記された企業の名義において、当該中国国内企業の持分、資産、収益又はその他の類似権益に基づき、中国国外で債券を発行、または商業ローンを借入すること）も対象とする	-負債性金融商品を「中国国外で発行した債券、中長期商業ローンなど」から細分化  -「間接的」をより詳細に明記

## <2. 審査条件>

項目	「本弁法」の内容	変更点
企業要件	<ul style="list-style-type: none"> <li>対象企業は以下 3 つの基本条件を満たす必要がある</li> <li>1. 法により設立され、かつ、適法に存続し、コンプライアンスを遵守し経営しており、健全で、運営状況が良好な組織を有していること</li> <li>2. 合理的な外債資金ニーズがあり、用途が「本弁法」の規定に適合し、信用状況が良好で、債務返済能力を有し、健全な外債リスク防止メカニズムを有していること</li> <li>3. 企業、その支配株主および実質的支配者において、直近 3 年間、汚職、賄賂、財産の横領、流用若しくは社会主義市場経済秩序を破壊する刑事犯罪が存在せず、または犯罪の疑いにより、司法機関による立件・捜査中ではなく、若しくは重大な違法の疑いによる立件・調査中ではないこと</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>-新規追加</li> <li>-「合理的な外債資金ニーズがあり」を新規追加</li> <li>-新規追加</li> </ul>
用途要件	<ul style="list-style-type: none"> <li>国外外債は以下 5 つの基本条件を満たす必要がある</li> <li>1. 中国の法令に違反してはならないこと</li> <li>2. 中国の国家利益および経済、情報データなどの安全に脅威又は損害を及ぼしてはならないこと</li> <li>3. 中国の経済マクロコントロール目標に反しないこと</li> <li>4. 中国の関連発展計画および産業政策に違反せず、地方政府の隠れ債務を増加させてはならないこと</li> <li>5. 投機、誇大宣伝などの行為に使用してはならず、銀行類金融企業を除き、他人への転貸行為はしてはならないこと (外債審査登記申請資料に明記かつ承認を受けたものを除く)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>-ネガティブリストを新規追加</li> </ul>

## <3. 外債審査>

項目	「本弁法」の内容	変更点
管理制度	<ul style="list-style-type: none"> <li>審査登記制</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>-「届出登録制」から厳格化</li> </ul>
審査時期	<ul style="list-style-type: none"> <li>企業は外債借入をする（最初の引出しをする）前に、「審査登記証明」を取得しなければならない</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>-事前取得義務化</li> </ul>
審査受付	<ul style="list-style-type: none"> <li>企業はネットワークシステムを通じ申請、受付受理、関連報告を行う</li> <li>審査機関は申請を受領した日から 5 営業日以内に受理の可否を回答しなければならない</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>-新規追加</li> <li>-新規追加</li> </ul>



審査結果	<ul style="list-style-type: none"> <li>審査期間は受理日から3か月以内に、規定に適合する申請に「審査登記証明」を発行する</li> <li>適合しない場合は、登記不可の証明書を発行し、その理由を説明する</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>-「受理日から7営業日以内」から長期化</li> <li>-新規追加</li> </ul>
------	---	--

#### <4. 審査登記証明の効力>

項目	「本弁法」の内容	変更点
証明の効力	<ul style="list-style-type: none"> <li>企業は「審査登記証明」に基づき外債登記、口座開設、資金の引出し、為替、資金利用などの手続きをしなければならない</li> <li>関係機関および金融機関は「審査登記証明」を未取得の企業に対し関連手続きを行ってはならない</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>-明文化し「審査登記証明」の事前取得を強調</li> </ul>
有効期間	<ul style="list-style-type: none"> <li>発行日から1年間</li> </ul>	

#### <5. 報告義務>

項目	「本弁法」の内容	変更点
利用報告	<ul style="list-style-type: none"> <li>企業は外債借入を利用した後（引出しの都度）10営業日以内に、利用状況の報告をしなければならない</li> </ul>	
終了報告	<ul style="list-style-type: none"> <li>企業は「審査登記証明」の有効期限満了後10営業日以内に利用状況の報告をしなければならない</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>-新規追加</li> </ul>
定期報告	<ul style="list-style-type: none"> <li>企業は毎年1月末と7月末前の5営業日以内に、利用状況、返済状況、計画、主要な経営指標を報告しなければならない</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>-新規追加</li> </ul>
重要な報告	<ul style="list-style-type: none"> <li>国内外債務の返済リスク又は重大な資産再編など債務の正常履行に影響を及ぼす可能性のある重大な状況が発生する場合、企業は速やかに関連情報を報告し、リスク隔離措置を講じ、国内債務のデフォルトリスクの外部への波及とクロスデフォルトリスクを防止しなければならない</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>-新規追加</li> </ul>

「本通知」では届出登録制でありましたが、今回審査登記制へ移行することにより、企業側の手続きにかかる業務負担が増加することが考えられます。また、「本通知」では申請受理日から7営業日以内に外債申請に関する登記証明が発行されていましたが、「本弁法」では「資産登記証明」の発行が申請受理日から3か月以内と明文化されているため、承認までの所要時間の長期化が想定されます。今後1年超の外債借入の利用を検討される際は、時間に余裕を持ったスケジュールを立てる必要があります。

「本弁法」施行により、中国国内企業が中国国外から期間 1 年超の外債借入をする場合は、国家改革発展委員会への審査登記が義務づけられました。また、関係機関および金融機関は「審査登記証明」を未取得の企業に対し関連手続きを行ってはいならないと明文化されており、外貨管理局、金融機関は外債関連手続きを行う際、確認資料として「審査登記証明」の提出を求めてくることが考えられます。

企業は外債借入利用時の報告に加え、利用終了後の報告、年 2 回の定期報告および重大事項が発生した場合の報告をしなければいけません。今後外債借入を新しく利用する際は報告の期日管理にも注意が必要となります。

## フェアコンサルティング中国

(正緯企業管理諮詢 (上海) 有限公司)

<p>北京分公司 北京市朝陽区東三環北路甲 19 号楼 嘉盛 SOHO 10 層 A058 室 電話：+86-10-8524-0758 担当：粟村 (AWAMURA) 日本国公認会計士 <a href="mailto:hi.awamura@faircongrp.com">hi.awamura@faircongrp.com</a></p>	<p>蘇州分公司 蘇州工業園区華池街 88 号 晉合広場 2 号 11 F 1176 室 電話：+86-512-8916-5176 担当：粟村 (AWAMURA) 日本国公認会計士 <a href="mailto:hi.awamura@faircongrp.com">hi.awamura@faircongrp.com</a></p>
<p>上海総公司 上海市黄浦区茂名南路 58 号 花園飯店 (上海) 601 室 電話：+86-21-6473-5450 担当：上原 (UEHARA) 日本国公認会計士 <a href="mailto:ik.uehara@faircongrp.com">ik.uehara@faircongrp.com</a></p>	<p>成都分公司 四川省成都市成華区双慶路 10 号 華潤大厦 32 層 3201 室 電話：+86-28-6287-7518 担当：上原 (UEHARA) 日本国公認会計士 <a href="mailto:ik.uehara@faircongrp.com">ik.uehara@faircongrp.com</a></p>
<p>広州分公司 広州市天河区珠江新城珠江東路 12 号 高德置地冬広場 H 座 1501 室 V80 電話：+86-20-3268-9966 担当：古矢 (FURUYA) 日本国公認会計士 <a href="mailto:yo.furuya@faircongrp.com">yo.furuya@faircongrp.com</a></p>	<p>深セン分公司 深セン市福田区深南大道 4019 号 航天大厦 A 座 610 室 電話：+86-755-8252-8290 担当：古矢 (FURUYA) 日本国公認会計士 <a href="mailto:yo.furuya@faircongrp.com">yo.furuya@faircongrp.com</a></p>

「FCG 中華圏 ニュースレター」本文の内容の無断での転載、再配信、掲示板の掲載等はお断りいたします。

「FCG 中華圏 ニュースレター」で提供している情報は、ご利用される方のご判断・責任においてご使用ください。

フェアコンサルティンググループでは、できる限り正確な情報の提供を心掛けておりますが、「FCG 中華圏 ニュースレター」で提供した内容に関連して、ご利用される方が不利益等を被る事態が生じたとしても、フェアコンサルティンググループ及び執筆者は一切の責任を負いかねますので、ご了承ください。